



# 越谷南ロータリークラブ会報

会長 小林 光蔵 幹事 中島 頼光 会長エレクト 染谷 宗一  
R I 会長テーマ 「ロータリーを実践しみんなに豊かな人生を」  
クラブ会長テーマ 「ロータリーは常にあなたをみがく」

平成25年10月31日 第1931回例会

## 会長挨拶

小林光蔵会長

本日は10月の第5例会ですので、こちらコミュニティセンターの視聴覚室において外部卓話が行われます。講師



といたしまして、川口RC所属、川口公証役場公証人でございます、小高雅夫氏においでいただきました。本日、小高先生のお話が多くありますので、私の挨拶はこれまでといたします。また、先

生の御講演の後、「グルメハウス」におきまして、親睦夜間例会となります。宜しくお願いします。

## 幹事報告

中島頼光幹事

本日幹事報告はございません。

## 卓話

川口RC小高雅夫様

「身近な相続対策は遺言を書くことです」

いま、遺言がなかったために、お金持ちだけでなく、普通の家庭でも相続争いが頻発しています。遺言を作成して子孫に争いの無い相続を残すことも親の責任ではないでしょうか。

「相続や遺産分割協議が難航することを詠んだ川柳」

- ①相続人の権利意識・平等意識の高まりについて  
「遺産分け、親不孝ほど、よくしゃべり」、「兄弟で、分数の答え、みな違い」、「遺産分け、ただでもらうに、何故もめる」
- ②相続人の配偶者等の介入について  
「この次は、女房の親に、期待する」、「兄弟は、納得したのに、しない嫁」、「嫁の世辞、下心でも、いい気持ち」
- ③不動産などの分けにくい遺産、評価の難しい遺産について  
「狭い土地、方程式でも、分けられぬ」、「ウサギ小屋、分けてしまえば、ネズミ小屋」、「マンションを、オクシオンと書き、内輪もめ」  
「六人で、分けると、50坪の土地」
- ④遺産分割協議の際の相続人らの寄与分の評価について  
「面倒は、私が見たと、譲らない」、「最後まで、お世話したのに、皆平等」
- ⑤その他

「お互いの、嫁が指揮官、孫スパイ」、「形見分け、始めてわかる、欲の皮」、「やるもんか、全部使うぞ、ワシの金」

現行民法に改正されて60年余り経ち、戦前の長男の家督相続制度は全く払拭されました。昭和の時代の、「それでも家を継ぐ長男に有利な相続」が、現在は子供達の相続分平等の思想による共同相続がその文字通り定着しました。

各相続人の権利意識も高まり、親の死後、相続をめぐる骨肉の争いが多発しています。以前のように、遺言書は金持ちだけのもの、庶民には関係ないでは済まされない時代になりました。しかし、国民の中にはまだ、遺言と遺書をおなじものと誤解して縁起が悪いと考えたり、遺言状を書かなくても民法の法定相続でなんとか子供達でうまくやるだろう、という考えが残っていますが、このようなずぼらな態度は、西郷隆盛の「子孫に美田を残さず」どころか「子孫に争いの火種を残す」ことになっているのが現状です。

民法は、相続は遺言によって決定されることを原則としており、遺言のなかった場合に備えて、法定相続として、相続人の範囲と相続分の割合（相続分）を定めておりますが、法定相続にまかせて親が何の手当てもせずに亡くなってしまった家庭では、残された配偶者や子供達に災難の種を残すことになっているのが平成の今の世の中で頻繁に起きていることです。

遺言を残さずに法定相続のままに放置することは、子供達に不平等を押し付けていることは、少し考えれば明らかです。

芸術的才能有りとして生前親から多額の援助をして貰った子が兄弟の中にいる場合、親と一緒に商売をして親の資産形成に尽くした子がいる場合、老後の親の面倒を兄弟の中で一人だけ見た子がいる場合などに、相続分は平等であるとして遺産分割の話し合いをして、全ての相続人は菜っとして遺産分割協議がまとまるでしょうか。「腹が立つ、こんなに尽くして、この結果」、「面倒を、一人でみたのに、同じ額」。

## 1 「なぜ、遺言の作成が必要とされるのか？」

相続争いでもめる家庭は、亡くなった人の意思が見えないことが原因です。「『内緒だぞ、オマエだけに』と皆に言い」、「どの子にも、全てお前にと、空手形」、「父親の、子らを惑わす、独り言」。



## 2 必ず遺言書を作成しておかなければならないケース

- ①独身で子供もなく、親か兄弟姉妹が相続人になる場合
- ②夫婦の間に子がなく、配偶者と親か兄弟姉妹が

相続人になる場合（事例1）

- ③先妻・先夫の子供や後妻・後夫の子供、認知した子供がある場合（事例2）
- ④子供が先に亡くなり、代襲相続人の孫がいる場合
- ⑤内縁の配偶者がいる場合
- ⑥相続人資格者が一人もない場合（事例4）
- ⑦相続人それぞれに特定の財産を与えたい、あるいは与えたくない場合
- ⑧相続人が行方不明の場合や海外在住で手続きが複雑になる場合
- ⑨すでに生前贈与した財産を明確にしておきたい場合
- ⑩相続権のない孫や、兄弟姉妹に遺産の一部・全部を与えたい場合
- ⑪同族会社の個人事業者で、家業を継ぐ者に同族会社株や事業用財産を相続させたい場合
- ⑫長男死亡後も長男の両親の世話をしている長男の嫁がいる場合（事例3）
- ⑬現在別居中で事実上の離婚状態にある配偶者がある場合
- ⑭子供たちの中に正業を営んでいないものがある場合
- ⑮子供たちの中に親の生存中に特別な援助をした子供がいる場合
- ⑯子供達は遠方や海外に住んでいて、今後子供たちとの同居は考えない老夫婦が、お互いにあとに残った配偶者の老後を心配している場合
- ⑰生前大変お世話になった第三者に遺産の一部を分け与えたい場合
- ⑱相続人以外の親しい人に遺贈したり、教育関係、福祉関係、芸術関係、お寺、教会、自治体に寄付したい場合
- ⑲老後の世話をしてくれる子供に多く相続させたい場合
- ⑳親が80代、90代で子供も70代で老老相続にあたる場合（事例5）「遺言書を、託す子供は、70歳」

（21）障害のある子供に多く相続させたいし、その子供を親の死後も守る体制を作りたい場合

遺言書は、家族ごとにその家庭環境がまるで違うものですから、その異なる家庭環境にあわせて公証人が事前に紛争を予想し、オーダーメイドの遺言書を作らねばならないので、法律の素人である一般人が本屋や文房具屋で販売されている市販の規格品の遺言書キットに頼って作成することは、キットが自筆証書遺言である危険性の上に子孫に争いの種を残すことになりかねません。

## 3 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

（1）自筆証書遺言の欠点

- ①自筆証書遺言の方式は、一般の証書の場合より作成の要件が厳格ですから、方式通り作成するのは非常に困難です。
- ②自筆の内容も不備や中途半端になりやすく、後に自筆証

書遺言を作成したことが紛争や裁判の種になることが往々にして発生します。

③自筆証書遺言で安心してしていると、これを遺言者のこれを遺言者の死後法務局へ持参し、相続人の名義への不動産の移転登記申請をしても、**法務局は受け付けません**。銀行では、自筆証書遺言で預金の名義変更はできません。

④遺言者死亡後、遺言書の保管者や発見者がこれを家庭裁判所に差し出して**検認を受ける必要がある**。検認手続には検認の申立人、相続人その他の利害関係人を立ち合わせなければならない。封印のある自筆証書遺言書は、家裁で相続人またはその代理人が立ち会って開封しなければならない。家裁で検認手続が終了しても、その遺言が有効に成立したと推認されることはない。検認は単なる証拠保全手続きである。検認のための戸籍謄本の収集などの手続を専門家に依頼すると20万円くらい費用がかかる。

## 自筆証書遺言は安物買いの銭失い

「筆跡が、父と違うと、もめ始め」、「遺言状、修正液を透かし見る」

（2）公正証書遺言の利点

①公正証書遺言は、裁判官・検事・法務局長など法律事務に30年以上携わった人の中から**法務大臣が任命した公証人**が作成する公文書ですから、作成過程で公証人の**法律的助言や相続人間のトラブル防止のノウハウ**を得られ、遺言内容の適法性なども十分に審査され、また、遺言者のき後に十分沿った内容の遺言書が作成できます。しかも、2名の証人が立ち会う中で、公証人の前で遺言者が署名して作成しますので、その内容について不満のある相続人も争いようがないものとなります。

②公正証書は**原本、正本、謄本**と3通作成され、原本は役場の書庫に20年以上保管されるので、紛失、廃棄のおそれはなく、内容を書き換えられる心配もありません。**遺言検索システム**により、相続人も全国の公証役場で遺言の有無を確かめたり、謄本の再交付も可能です。

③秘密は厳重に守られますし（漏らした場合、公証人は刑法の秘密漏洩罪で処罰される）、**自筆証書のような家裁の検認手続は不要**です。

④公正証書遺言があれば、相続人間の面倒な遺産分割協議も不要で、他の相続人のハンコも必要なく、公正証書で不動産の所有権移転登記や遺言者の銀行口座の解約、名義変更、払い戻しも可能です。

## 4 公正証書遺言の良い点

遺言する方が病気等で署名できない場合や、口がきけないものあるいは耳が聞こえない者による遺言も、公証人が代書したり、通訳を使用したりして公正証書遺言を作成することが法律で認められています。

## 5 信託銀行が宣伝している遺言信託との比較

読売新聞が特集した遺言信託の手続と費用、公正証書遺言との比較をすると、非常に低廉な価格で手続ができることが分かります。

## スマイル報告

本日出席の全員からスマイルを頂戴しました。



☆夜間例会では、台湾を訪問した学生による作文の発表がありました☆



8月23日



8月24日



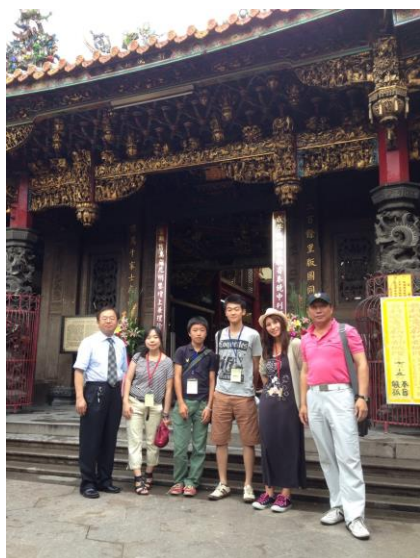
8月25日



台湾到着 8月22日



8月26日



————— クラブプロフィール —————  
 ☆姉妹クラブ 国際ロータリー第3460地区  
 台中南区扶輪社 (中華民國台中市)  
 ☆例会日 毎週木曜日 (PM0:30~1:30)  
 ☆例会会場・事務局 〒343-0842  
 越谷市蒲生旭町10-14 中野ビル2階  
 TEL 048-987-5761  
 FAX 048-987-5762  
 E-mail info@koshigayasouth-rc.jp